

佐賀県介護職員処遇改善支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 佐賀県介護職員処遇改善支援補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）、令和5年度介護職員処遇改善支援補助金実施要綱（令和6年1月25日老発0125第5号。以下「実施要綱」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、令和6年2月から5月までの間、佐賀県内の介護サービス事業所又は介護保険施設（介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス）を含む。以下「事業所」という。）に勤務する介護職員の賃金を引き上げる措置を実施することにより、介護職員の処遇を改善することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、交付対象期間の各月において、介護職員等ベースアップ等支援加算を算定（算定に必要な準備・届出等が間に合わない場合に限り、令和6年4月から加算を算定していれば可とする。）している事業所を運営しており、かつ、実施要綱6の要件（令和6年3月以降に新規開設する事業所については、実施要綱6(2)以外の要件）を満たす者（以下「事業者」という。）を交付対象とする。

令和6年3月末で経過措置期間の期限が到来する介護療養型医療施設については、令和6年4月以降、本事業の対象サービスに移行する場合に限り対象とする。

介護予防・日常生活支援総合事業については、旧介護予防訪問介護等に相当するサービス（保険者が定める基準であって、介護保険法施行規則第140条の条の63の6第1号に定める基準に該当する基準に基づき実施されるサービス）に加え、サービスA（保険者が定める基準であって、介護保険法施行規則第140条の条の63の6第2号に定める基準に該当する基準に基づき実施されるサービス）のうち、保険者において介護職員等ベースアップ等支援加算に相当する加算が設けられている場合においても当該加算を算定している場合に限り対象とする。

ただし、実施要綱7(1)の計画書の提出時点で令和6年5月までに休止又は廃止することが明らかな事業所は対象外とする。

(交付対象の事業内容)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業は、事業者が行う介護職員等(第2条の目的を踏まえた上で、介護職員以外の職員を賃金改善の対象としている事業所については、介護職員以外の職員を含む。以下同じ。)の賃金を改善する次のアからカの事業(以下「補助事業」という。)とし、当該賃金の改善を行うために必要な費用を補助する。

ア 基本給の増額

イ 決まって毎月支払われる手当の新設又は増額

ウ その他の手当の新設又は増額

エ 賞与の新設又は増額

オ その他ア～エ以外の項目で、介護職員等に対して処遇改善のために支払われる一時金等

カ 法定福利費等の事業主負担(ア～オにより増加した分のみ)

2 補助事業の実施期間は、令和6年2月から同年5月までとする。ただし、介護報酬の月遅れ請求等があった場合の当該請求にかかる補助額の支給については、最大2か月間対応することとする。

(交付額の算定方法)

第5条 本補助金の交付額は、実施要綱5の規定により算出された額とする。

(計画書の提出)

第6条 補助事業を実施する事業者は、実施要綱7(1)の規定に基づき、介護職員処遇改善支援補助金計画書(様式2-1及び様式2-2)(以下「計画書」という。)を知事が別に定める日までに提出しなければならない。

2 前項において、知事が別に定める期日の後に新たに開設する事業所については、同項中「知事が別に定める日までに」を「速やかに」に読み替えるものとする。

3 事業者は、計画書に変更(実施要綱7(4)に定められた場合に限る。)があった場合は、実施要綱7(4)の規定に基づき、速やかに計画書の変更を知事に届け出なければならない。

(申請手続)

第7条 事業者が補助金の交付を受けようとする事業者は、前条に規定する計画書を提出したうえで、知事に申請しなければならない。

2 前項の申請については、事業者が計画書に記載した賃金改善実施期間において提供した介護サービスに係る介護報酬の請求を佐賀県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)に行うことにより、提出に代えることができる。

(補助金の交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)法、令、規則、実施要綱及び本要綱の規定に従うこと。
- (2)補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3)補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4)補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。

2 申請者は、自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1)暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2)暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3)暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4)自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5)暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6)暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7)暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 申請者は、前項の（2）から（7）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(交付決定の通知)

第9条 知事は、第7条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、相当と認めるときは、速やかに交付決定を行い、事業者に通知するものとする。

2 国保連が補助金の支払額通知書を事業者に送付する場合においては、前項の通知は支払額通知書をもって代えるものとする。

(申請の取下げ)

第10条 規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定又は変更交付決定の日から起算して10日以内とする。

(実績報告)

第11条 事業者は、補助事業が完了したときから起算して1月を経過した日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から1月を経過した日)までに、実施要綱7(2)の規定に基づき、介護職員処遇改善支援補助金実績報告書(様式3-1及び様式3-2)(以下「実績報告書」という。)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(特別事情届出書)

第13条 事業者は、事業の継続を図るために、職員の賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行う場合は、実施要綱7(5)の規定に基づき、様式4により知事に届け出なければならない。

(事業変更の承認)

第14条 事業者は、補助事業の内容を変更(補助事業に要する費用の減額の場合を除く。)しようとするときは、知事に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請については、事業者が計画書に記載した賃金改善実施期間において提供した介護サービスに係る介護報酬の請求を国保連に行うことにより、提出に代えることができる。

(事業の中止又は廃止)

第15条 事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事に申請し、その承認を受けなければならない。

(概算払の請求)

第16条 事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、知事に請求しなければならない。

2 前項の請求については、事業者が計画書に記載した賃金改善実施期間において提供した介護サービスについて各月の介護報酬の請求を国保連に行う毎に、当該請求のあった介護報酬の額に基づき第5条に規定する方法により算定された補助金額(当該請求以前に請求した介護報酬に係る未交付の補助金がある場合は、その額を含む。)について、概算払の請求がなされたものとみなす。

3 知事は、第1項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の全部又は一部について概算払をするものとする。

附 則

1 この要綱は、令和6年2月29日から施行する。